

## ○愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和五十一年三月二十九日）（抄）

第四条 ふぐ処理師でない者は、業としてふぐの処理をしてはならない。ただし、第十条の規定による届出に係る施設において、ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて行う場合は、この限りでない。

## ○愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則（昭和五十一年六月三十日）（抄）

第二条 条例第二条第一号の規則で定める有毒部分は、別表に定めるふぐにあつては同表に定める可食部分以外の部分、同表に定めるふぐ以外のふぐにあつてはすべての部分とする。

## 別表（第二条関係）

ふぐの種類（標準和名）	可食部分
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ	筋肉
ひがんふぐ	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉 精巢
なしふぐ	筋肉 精巢
まふぐ	筋肉 精巢
めふぐ	筋肉 精巢
あかめふぐ	筋肉 精巢
とらふぐ	筋肉 皮 精巢
からす	筋肉 皮 精巢
しまふぐ	筋肉 皮 精巢
ごまふぐ	筋肉 精巢
かなふぐ	筋肉 皮 精巢
しろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
くろさばふぐ	筋肉 皮 精巢
よりとふぐ	筋肉 皮 精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉 皮 精巢
はりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ひとづらはりせんぼん	筋肉 皮 精巢
ねずみふぐ	筋肉 皮 精巢
はこふぐ	筋肉 精巢
この表の上欄に掲げるふぐの種類の間種	当該ふぐの種類に対応する下欄のいずれにも掲げられている部分